

平成 25 年 10 月 1 日

新入学留学生と 10 月入学者の皆さんへ

神戸大学保健管理センター
所長 馬場久光

平成 25 年度 < 2013 年 >

新入学留学生健康診断 (秋期)、10 月入学者健康診断の実施について

日本の大学では、法律に基づいて学生 (留学生を含む) 全員が毎年 1 回、定期健康診断を受検しなければなりません。新入学留学生健康診断 (秋期) と 10 月入学者健康診断を次のとおり行います。心身ともに健康に学生生活を送るため、受検対象の皆さんは必ず受検してください。

なお、来年度以降も、全ての学生を対象に 4 月に実施される学生定期健康診断を毎年受検してください。

I. 受検対象

- ① 本年 4 月の学生定期健康診断最終日 (4 月 24 日、但し海事科学研究科は 4 月 26 日、保健学研究科は 5 月 22 日、医学研究科は 5 月 31 日) 以降に入学した新入学留学生全員。
- ② 10 月 1 日に入学した学生全員。但し、本年 4 月に研究生等として本学に在籍し、平成 25 年度の学生定期健康診断を受検した者を除く。

II. 実施日程 (時間は厳守してください。)

実施日	実施時間	集合時間
10 月 30 日 (水)	男子 9:00~10:00	9:00
	女子 10:15~11:15	10:15

III. 実施場所

保健管理センター (六甲台キャンパス、本部庁舎 2 階)

IV. 検査項目

- ①身長・体重 ②血圧 ③検尿 (*) ④視力
⑤心電図 ⑥胸部 X 線間接撮影 ⑦内科検診

(*) 入学手続き時または新入学留学生オリエンテーション時に配布される検尿容器に、健康診断当日の朝に採尿 (食後 1~2 時間のもの) し、持参してください。(女子で生理中の方は検査できませんので、当日は採尿せず健康診断の受付にその旨お伝えください。)

V. 注意事項

- ①もし、定期健康診断を受検しなかった時は、同等の項目を含む病・医院等での健康診断証明書を、保健管理センターに提出しなければなりません。定期健康診断を受検せず、病・医院等での健康診断証明書の提出もしなかった場合には、当該年度の単位認定や履修登録、各種実習への参加が認められないこと等があります。
- ②奨学金を申請する場合などに必要な健康診断証明書は、保健管理センターが実施する所定の健康診断を受検した場合にのみ、保健管理センターから発行されます。
- ③本学では入学後のキャンパス内での麻しん (はしか)・風しんの流行を防止するため、医療機関等が発行する「予防接種実施証明書」または「抗体検査結果証明書」を提出していただくことになっていますので、10 月 30 日 (水) の健康診断受検時に提出してください。提出書類の詳細は「学生募集要項」や、「合格者へのお知らせ」、「新入生の手引き」の中の「麻しん (はしか)、風しん等の感染予防措置」の頁 (別紙参照) をご覧ください。提出者には「麻しん・風しん登録制度登録済証」を交付します。

☆保健管理センター (078) 803-5245 (直通)

☆学務部学生支援課 (078) 803-5219 (直通)

☆国際部留学生課 (078) 803-5262 (直通)